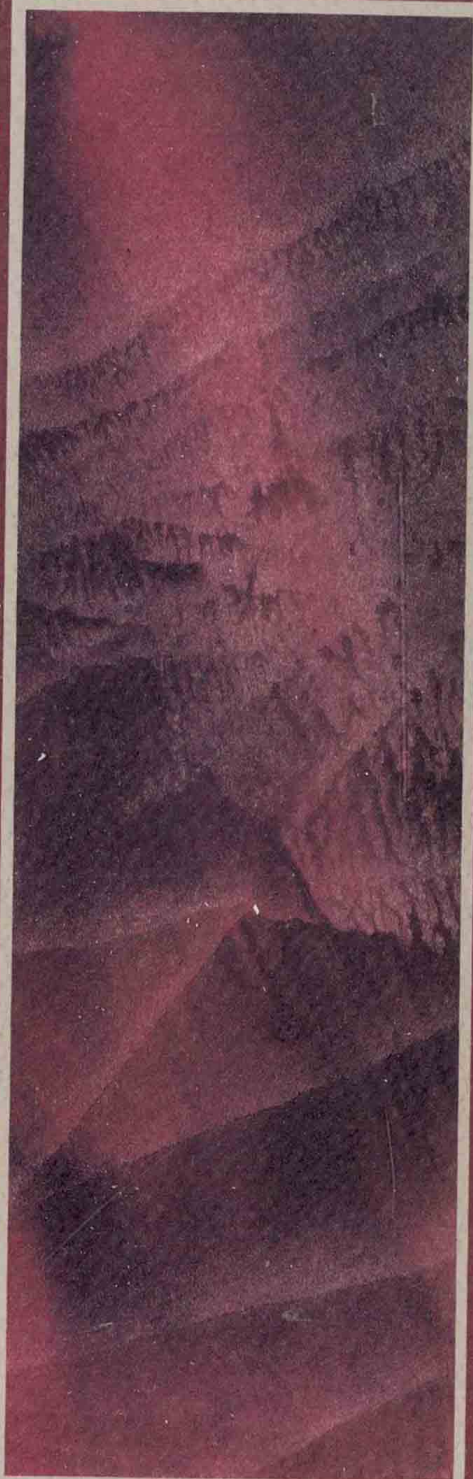


大西巨人

講談社



天路の奈落

大西巨人

講談社

天路の奈落

てんろ
天路の奈落

一九八四年一〇月二〇日 第一刷発行

著者——大西巨人
おおにしきよじん

© Ohnishi Kyojin 1984. Printed in Japan



発行者——加藤勝久

発行所——株式会社講談社

東京都文京区音羽二二三 郵便番号二三 電話東京〇三—九四—二二（大代表） 振替東京—五三〇

印刷所——信毎書籍印刷株式会社 製本所——藤沢製本株式会社

定価——一七〇〇円

落丁本・乱丁本は小杜書籍製作部宛にお送りください。送料小杜負担にてお取り替えいたします。

目次

序曲 麻薬密売 3

第一 箒口令 13

第二 拡大地方委員会の夜 60

第三 拡大地方委員会の夜(続) 110

第四 拡大地方委員会の夜(結) 192

終曲 *Es geschiet nichts Neues unter der Sonne* 330

奥書き 333

天路の奈落

卒^{ニハカ}ニ回^{クワイフウ}風ノ起^{オユ}ルニ遇^アヒ

我ヲ吹^{フク}キテ雲^{ウン}間^{カン}ニ入^イル

自^{ミツカ}ラ謂^{オモ}ヘラク天^{テン}路^ロヲ終^マヘント

忽^{コツゼン}然^{ゼン}トシテ沈^{チン}淵^{エン}ニ下^シル

曹植『吁嗟篇』

序曲 麻葉密売

鏡山かがみやま県鏡山市。旧幕時代における鏡山藩（白土氏）五十七万石の城下。人口約四十万。県庁所在地。ここは、西国第一の商業文化都市であり、北北西は鏡山湾を擁しつつ玄界灘に臨んでいる。日本放送協会鏡山（ラジオ）放送局は、一九三〇年ごろ（昭和初期）に開設せられ、また市内路面電車は、一九一〇年ごろ（明治末葉）から開通しているが、地下鉄道ないし流しタクシーは、第二次世界大戦の戦前戦中戦後において存在していない。

日本人民党（マルクス・レーニン主義政党・中央委員長得能とくのうまさ枉市）は、その西海地方委員会をこの市に置いた（「日本人民党規約」第四章「地方の党機関」第二十九条は、「全国を幾つかの地方に分け、政治的・経済的事情の共通な数地域の党活動を力強く指導するために地方委員会を置く。」である）。

個々の私人間の関係を支配すべき道義および公正の単純な諸法則を、諸国民間の交際の最高法則として、擁護すること。

「第一インタナショナル創立宣言」

スターリン主義的な「現実主義者たち」がまるきり放擲してしまった道義的・人道的な高潔

の原則を社会主義に恢復せしめる、という事業。

F・フェイト『ハンガリアの悲劇』

たしかに何かがある、たしかに何か根本的なまちがいがある、——そういう不安な恐れが守部鏡子の心に纏いついて離れぬ明け暮れのうちに、残暑も過ぎ、季節は仲秋を迎えて、地方委員会事務所の前庭に、今春このかた彼女の栽培してきたコスモスの花が、紅白入り混じって咲き誇った。

二十四歳の鏡子は、もう足かけ四年、日本人民党西海地方委員会の事務書記である。彼女の父（守部英太郎）は、大正末期（一九二〇年代の半ばごろ）から農民運動に従ってきて、現在は新日農鏡山県連（新日本農民組合鏡山県連合会）の書記長を勤めているが、鏡山市都心の県連事務所建物内に（彼自身が時として表白した釈明によれば「運動の必要上」寝起きをし、ここ二、三年その南方郡部の自家にほとんど帰らない。矢田桃代という（これも「非合法時代」からの）婦人活動家がおなじ建物の中で暮らしていた。桃代は、敗戦後に関東から移転して来たのである。おのずと二人の間柄あいだがらについては、不明朗なうわさも流れていた。しかし、当人たちは、いずれも「醜関係」の存在を断然否定しているようであった。

鏡子の母が、約八反の田畑を耕作して、家を守った。鏡子は、父母別居の内実をくわしくは承知または理解することができなかった。彼女は、ずっと年ごろ心を痛めてはいたものの、とうとう今日までそれに深く立ち入る気持ちなり自信なりを持つことができずに来た。彼女の妹二人（二十一歳と十七歳と）は、それぞれ当市内の某商社会社と某洋品雑貨店とに勤務していた。同胞四人の末子（男）は、まだ中学生である。

大柄おおがらの鏡子は、色も浅黒く、必ずしも「美人」ではなかったけれども、清潔にして堂堂たる女性的魅力を持っていた。彼女は、この足かけ四年間に、あちこちの職場や農村やにおける闘争の応援

などにもしばしば行ったのであって、西海地方の党内および党周辺において、あるいは「鏡ちゃん」とか「守部ボルシェヴィキ女史」とかとも呼ばれ、よく知られていた。

——地方委員会議長（中央委員候補）の杉坂一^{すざか}整が彼の自宅で逮捕せられた、という知らせが鏡子の近ごろただでさえ不安定な胸中に深刻の衝撃を与えたのは、十月二日午前のことであった。逮捕の理由が、尋常でない。同日の『夕刊カガミヤマ』は、その事件を「人民党西海地方委員長逮捕／麻薬を密売／党資金網の秘密活動か」という四段抜きの大見出しで報道した。他の夕刊各紙も、ほぼ類似の扱いで一件を記事にした。鏡子は、官権による党弾圧の口実や商業新聞の反共記事やをいちいち真に受けて動揺するような頼りなく心弱い黨員ではないつもりでいた。すなわち、この出来事から彼女が強烈な衝動を受け取らざるを得なかったのには、特定の具体的理由が存在したのである。

全国紙『毎朝新聞』東京本社版十月七日号も、事件（のその後）を次ぎのように報知した。

人民党西海地方委員会議長杉坂一^{（四）}整（^{（一）}）＝鏡山市住吉町一ノ三五八＝は、『麻薬取締法』違反容疑で鏡山市署に留置中であつたが、六日午後、富安厚生省麻薬取締官が連行、東京地検（地方検察庁）に移送された。麻薬取締官および鏡山地検の調べによると、杉坂は、先月十六日、朝同（在日本朝鮮人同盟）元幹部・人民党西海地方委員候補金天雲^{（三）}（^{（五）}）から人を介して塩酸ヘロイン一キログラム（末端価格で千五百万円以上）を受け取り、東京新宿付近で春木某に密売を交渉した事実がわかり、逮捕されたもの。

捜査当局では、人民党の資金網と関係があるのではないかと見て、杉坂の背後関係を追及している。

本来ならば、それは、前衛党またはその黨員にとって、あり得べからざる種類の事柄である。逮捕については激怒し容疑内容それ自体については一笑にも付するはずのところ、鏡子は、愕然として人知れず思い乱れた。

鏡子の心理をそこに導いた理由は、党のとても正常ではあり得ないような現状——なかんずく今年初頭の「国際批判」(CIB [Communist Intelligence Bureau] 論評)を一つの主要な契機とした異常な混乱——にだけ一般的にあつたのではない。昨今一年間余の、とりわけ今夏から今秋にかけての、彼女の疑問ならびに不安の対象が最も恥辱的・破局的な形においてその正体を今度の事態に露呈したのではあるまいか、と彼女は、恐れをもって深く懸念した。そうせずにはいられぬ格別の現実的な動機が、彼女を支配していたのである。

「議長逮捕事件」にたいする地方委員会のその後一、二週間の態度には、鏡子の氣遣いをいかにも裏付ける(と彼女に推測せられる)ような節節が、少なくなかった。

——「それが麻薬である、とは、まったく知らなかったけれども」とにかく彼自身がその品物の運搬ないし売買にたずさわった、ということ、杉坂は、被逮捕直後いち早くも当局に自供した。朝刊紙では『日日新聞』西海本社版、『毎朝新聞』同上、『西海道新聞』、『玄海日報』など、また夕刊紙では『西海タイムズ』、『新西海』、『夕刊カガミヤマ』など、この地方に行なわれている主要諸新聞が、おのおの(単なる報道記事としてのほかに)解説記事もしくは寸評記事その他の形で少なくとも一回はその事件を取り上げた。それに関する読者の投稿意見も、相当数それらの紙面に現われた。そういう解説、寸評または投書の内容は、その一部において、そもそも頭ごなしに反共的あるいは反動的な立場からの指弾、攻撃ないし嘲罵の類であったが、そのむしろ大部において、革命党の現状にたいする真摯な批判、憤激ないし憂慮の属であった。なにしろ「地方委議長逮捕事件」は、かなり多数の注目および関心を集めたのであり、のみならず杉坂議長は、彼自身が多かれ

少なかれ麻薬密売事件にかかわった、とたちまち自白したのである。

それにもかかわらず西海地方委員会は、その件について、なんらの公式見解をも——党内にも一般にも——発表するということがない。しかも、下部細胞には、「議長逮捕事件」は、東京在住のスパイ・挑発者春木小弥太らの陰謀によるでっち上げであるが、党防衛の（諸条件から見た）必要上、細胞会議または黨員相互間においても、本件を論議の対象にすることを厳禁する。”という意味の（疑わしくして出所も曖昧な）口頭指令が、まるで天降りの（あまくだ）に言い渡されていた。

あやしいのはそれだけではない。鏡山市における別別の細胞に属する二人の黨員が、すでに「議長逮捕事件」問題に関連して「党活動制限（停止）」処分を受けた。例の口頭指令を細胞会議に齎（もたら）した細胞群委員長（地区委員）にむかって、被処分者は、強硬に異見を唱えた、というのが、どちらもの原因である。

その第一の場合の状況は、あらまし下のごとくであった。……細胞員（被処分者）は、「こんな指令は、実におかしい。できる限り事件の真相を明らかにする責任が、党にある。特に地方委員会に、その責任がある。一件を議題に取り上げ、研究し、見解を纏め、疑問点・不明不可解な事象については上部機関にたずねる、——それが、細胞会議の当為であらねばならない。このたびの指令内容は、極めて粗末杜撰（ずさん）であり、少しも説得性を持っていない。党内外に現に瀾漫（びまん）しつつある悪意不当の臆測中傷および善意正当の危惧不審を、党機関のこういう態度は、かえってますます助長するのみであらう。いったい党にたいする大方の信頼は、去年から今年へと減少の一途を辿（たど）っている。今回のそのような言語道断の出来事に関してさえ、「臭い物には蓋（ふた）」の詐術的なやり口をもって押し通そうとするようなことでは、党は、とても現在の沈滞ならびに混乱を克服して前進することができない。党にたいする不信や失望やは、人民大衆の中でますます増加するにちがいない。かろう。」というような考えを主張して譲歩しなかった。

……群委員長は、筋道を立てて応対することができず、ひたすら唖り立って、要するに「プティブル的」、「ブルジョア自由主義的」、「トロツキスト的」、「チトー的」、「極左日和見的」、「反機関的」、「反幹部的」、「反党的」、「反人民的」、「反革命的」、「反労働者的」、「内外反動を利する者」、「客観的にはスパイ・挑発者」、「党破壊者」、「分派の一味」云云とのしり、「上からの指令には一も二もなく服従し、それを黙然として実践するのが、黨員の義務だ。それが、民主集中制だ。わが党が半ば非法法の状態に追い込まれた今日、なおさらそんな党風が必要である。この義務をすっかり忘れた君の出方は、明白な規律違反だ。」と断定した。細胞員（被処分者）の「この指令は、どの機関で正式に決定されたのですか」というもっともな問いにも、群委員長は、「非合法態勢」を楯に取って、答えを拒否した。……

そして、第二の場合の状況も、ほぼ右に類した。

地方委員会事務所にやって来た群委員長（地区委員）たちの得意げに処分関係事情を報告する声が、たつぷり鏡子の耳に入りました。同様の消息が、鏡子と親しい複数下部黨員（細胞員）より彼女につたわりました。さらに鏡子は、一人の被処分者から直接にくわしく実情を聞きもしました。ほかにもそこかしこの職場または居住の細胞で、被処分者二人のそれとおなじような・似たような意見をいちおう述べた人人が多少いたが、彼ら各人は、各地区委員の激越な「批判」か「指導」かの下に、ただちに沈黙するなり「自己批判」をするなりして、とりあえず難関を切り抜けた。

これは、今年初夏におけるGHQ（日本占領連合国軍総司令部）からの人民党中央委員公職追放指令・俗称「所懐派」多数中央委員による俗称「万国派」少数中央委員の理不尽な排除（前者の「地下潜入」・反則的な暫定中央統率部成立ののち約四ヵ月（すなわち大量の「除名」処分が全国的に相次いで実行せられてきた月日の末ごろ）のことである。何を種として「客観的には」分派、裏切者、スパイとせられるやら、何を規律違反の材料として処罰せられるやら、ほとんど誰にも見

当が付かぬような胡散臭い状態が、党内に増長していた。またこの「客観的には」という語句の濫用が、なかなか曲物くせものなのであった。一本のタバコを吸うにつけても、「この「しんせい」を客観的には、どのように吸えば、僕（私）は、分派（または裏切者またはスパイ）にならずにいられるのでしょうか。」という類の（しかしずいぶん切実な）冗談が、黨員間に一種の流行現象を呈していた。

下のごときが、一つの典型的な事例である。……隣りの松浦県においては、ある県委員が何かのおり「得枉とくまが（得能枉市）の才槌頭さいちうが……」と不用意に口外したことが主要な禍根の一つとなつて、その彼は、得能委員長起草の「綱領草案」に必ずしも反対しなかったにもかかわらず、まもなくついに除名せられた。「彼は、一九五〇年六月下旬、松浦県労働会館で、松浦市自由労組の同志たちと雑談中、『得枉の才槌頭』なる見逃しがたい反階級的な言葉を使用した。同席の一同志が、その不謹慎を注意したところ、彼は、『なあに、構わんじやないか。……作り言ごとじやあるまいし。』とうそぶいて、その有益な共產主義的忠告を無視した。彼は、査問委員長からその事実を指摘されると、それを否定し得ないため、『あれは、他意のない単なる放言に過ぎない。』などと適当に自己辯護をしているけれども、彼の主観がいかにあれ、それは、客観的には、彼の反幹部的・反革命的分派主義の確実な証拠である。」という文句が、彼に関する松浦県委員会の「除名確認申請書」の中に存在した。……

このようにして、西海地方委員会がなんとも不透明な「沈黙」を守っているうちに、鏡山県委員会の左のごとき「通達」が、下部に発せられた。「通達」起草者は、県委員長（地方委員候補）鮫島主税さめいから。三十七歳。「滝川事件」の前後に京都帝国大学文学部英文科在学。そのところからのマルクス主義者。

各地区、細胞群、細胞御中

杉坂議長の麻薬密売容疑について

西海地方委員会議長同志杉坂一整は、十月二日朝、占領軍CIC（第八軍第七犯罪捜査本部）によって逮捕され、その後、身柄を日本側官憲に引き渡され、六日午後鏡山発、東京に送られた。容疑内容は、同志杉坂が、某朝鮮人から薬品売り捌きの斡旋を依頼され、東京の春木小弥太に取り次いだ（その品物が、実は塩酸ヘロインであった）、というのである。事件は、現在、東京地検が管轄している。

(一) 県委員会は、こういう悪質事件に同志杉坂が干与するはずはない、と信じる。杉坂議長自身は、五日、鏡山市警で、面会の同志たちにむかって、"麻薬密売というような内情については全然知らなかった。"と言明した。

しかし、そういう内情を知らなかったにもせよ、仮りに同志杉坂が、誰人かの手によって、なんらかの形で、多少なりとも實際上その事件にかかわりを持たされたようなことがあったならば、それは、党員として、特に重要な位置の党員として、すこぶる軽率無責任であったということになる。県委員会としては、そのような事実はない、と信じてはいるが、今後の調査により、同志杉坂が不幸にして万いくらかでも事件に関係のあったことが明らかとなったならば、これにたいする党機関の厳正適切な処置が必ず取られるはずである。

(二) 言うまでもなく麻薬密売のごときは、前衛党員、まして前衛党组织とまったく相容れない類廃行為である。最近の『毎朝新聞』、『夕刊カガミヤマ』、『玄海日報』などは、今回の事件

を党の活動資金との関連において報道しているけれども、それはただの臆測に過ぎず、なんら確実な根拠もそこに提示されてはいない。

いずれにせよ、問題は、飽くまでも杉坂個人のそれである。官憲は、同志杉坂の住居について、前後二回、家宅搜索を行なった。しかるに、令状記載の薬品類は、まるっきり存在しなかった。その際、官憲は、党文書若干を押収した。これにたいして党（県委員会）が抗議したところ、官憲は、「事件は、杉坂個人の問題であり、党のそれではない。」と認めたに相違なく、六日、全押収物件を返却してきた。

(三) 内外反動は、これを好機とし、ジャーナリズムその他いろいろの手段を利用し、反共宣伝を倍加して、わが党への攻勢を強化するにちがいない。全党員は、いっそう強い信念をもって党を守らねばならない。

同時に、もしも単数あるいは複数の党員、殊に指導的な部署の担当党員とこの種の反人民的な行為との間に、一定の關係が実在した場合には、反動勢力のあらゆる党攻撃策略とは独立に、それは、その規律の弛緩、警戒心の不足、プロレタリア道德への背叛において、全組織の、なかならずく当該關係機關の、嚴重な自己批判を要求する現象でなければならない。そして、そこにまた、党防衛の眞実の道、われわれの主要な努力方向の一つが見出され得るのである。

(四) こういう事件が事実として発生した今日、全党員は、改めていよいよ規律を嚴格にし、スパイ、挑発者らに乗ぜられる隙のないように、また麻薬はもちろん、すべての本源的・窮極的に反社会的・反人民的な事物や事柄やにはきつと掛かり合わないように、くれぐれも注意してもらいたい。

以上。

鮫島主税を分派ないしスパイとする流説がにわかに党内で力を得てきたのは、如上「通達」が出た直後からであった。流説の源みなもとがほかならぬ地方委員会であることを、守部鏡子は、親しく見聞していた。

鮫島は、鏡子の信頼する同志であり、彼女の年来個人的にも敬愛してきた人物である。鏡子は、問題の「通達」をおおかた愉快に得心し、その趣旨を基本的に正しいと考えた。だが、西海地方党最高の常設機関である地方委員会は、鏡子のようにには考えなかったようである。その性質上なにしろかりそめならぬ事態が発生してから、旬日以上が過ぎたのに、地方委員会は、相変わらず責任放棄的な無言の行を続けた。そういう異様な気配の中で、鮫島にたいする分派・スパイ視の流説は、鮫島除名の公然たる動きへと急速に転化しつつあった。

第一 箝かんこうれい口令

そもそもどんな道義の名において、共産党員たちは、以前の同志たちにたいして、気儘きままな振る舞いをしたり、まるで妖術的な訴訟を捏造でっちあげしたり、無事の人人を責め苛こんだり、真に革命的な人人を裏切り者扱いにしたり・投獄したり・殺害したり、する、そんな権利が自分たち（共産党員たち）にある、と信じ込んでいたのであるうか。そもそもそれは、どんな道義の名においてであるか。なにしろそれは、革命運動の道義の名においてでは決してない。

一 ハンガリア作家・共産主義者『党の統一と作家の道義』

一

それは、十月半ばの、ある宵であつた。

その午後遅く地方委員会事務所で、常任地方委員の二人からめずらしく夕食に誘われたとき、守部鏡子は、何か特別の話があるのであるう、とたいがい察しないではなかった。またそれだから彼女は、彼らとの会食そのものには気乗りがしなかったにもかかわらず、誘いに応じたのもあった。しかし、夕顔町一丁目の天麩羅屋「天芳」二階一室で彼ら二人が持ち出した用件または要求は、彼女にとって、半面では予想外でもあり、半面では「案の定じよう」という感じでもあった。

床の間なしの六疊に朱塗りの円形食卓一脚が置かれてあるきりの、変哲もないその部屋は、電車